心裡留保　S61-04-1　≪#301≫

【問】 正誤をつけよ。

A所有の土地が、AからB、BからCへと売り渡され、移転登記もなされている。Aが売る意思がないのに、売買契約をしたときは、B及びCがそのことにつき善意であれば、過失の有無を問わず、AはAB間の売買契約の無効をCに対して主張することができない。

A → B → C 善意

≪ポイント1≫　心裡留保

意思表示は、表意者が**その真意ではないことを知ってしたとき**であっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、**相手方**がその意思表示が表意者の真意ではないことを**知り**、又は**知ることができたとき**は、その意思表示は**無効**とする。（民法 93 条 1 項）

善意 有過失

A → B

＜相手方B＞

善意無過失	有効
善意有過失	無効
悪意	無効

≪ポイント2≫

上記ただし書の規定による意思表示の無効は、**善意の第三者に対抗することができない。**（民法 93 条 2 項参考）

A → B → C 善意

＜第3者C＞

善意無過失	A対抗できない
善意有過失	A対抗できない
悪意	A対抗できる

【答え】正しい